

市会事務局公正入札調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 市会事務局における公共工事・物品調達等にかかる入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、談合情報等に対して的確な対応を行うため、談合情報等があった場合には、市会事務局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、談合情報等のあった、大阪市契約規則第3条第2項から第5項までの規定により市会事務局長に委任された契約（ただし、入札事務が契約管財局長に委任された契約を除く。）について、調査（調査実施の判断を含む）を行うとともに、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事情聴取の実施、入札延期、公正取引委員会への通報、その他談合情報等を受けた場合の対応
- (2) 入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、市会事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 市会事務局次長
 - (2) 総務担当課長
 - (3) 議事担当課長
 - (4) 政策調査担当課長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が隨時委員を招集して行う。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

2 委員長は必要があると認められるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、市会事務局総務担当に置く。

(細目)

第7条 この要綱の細目について必要な事項は、別途市会事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。